

第1部 総 論

第1章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨

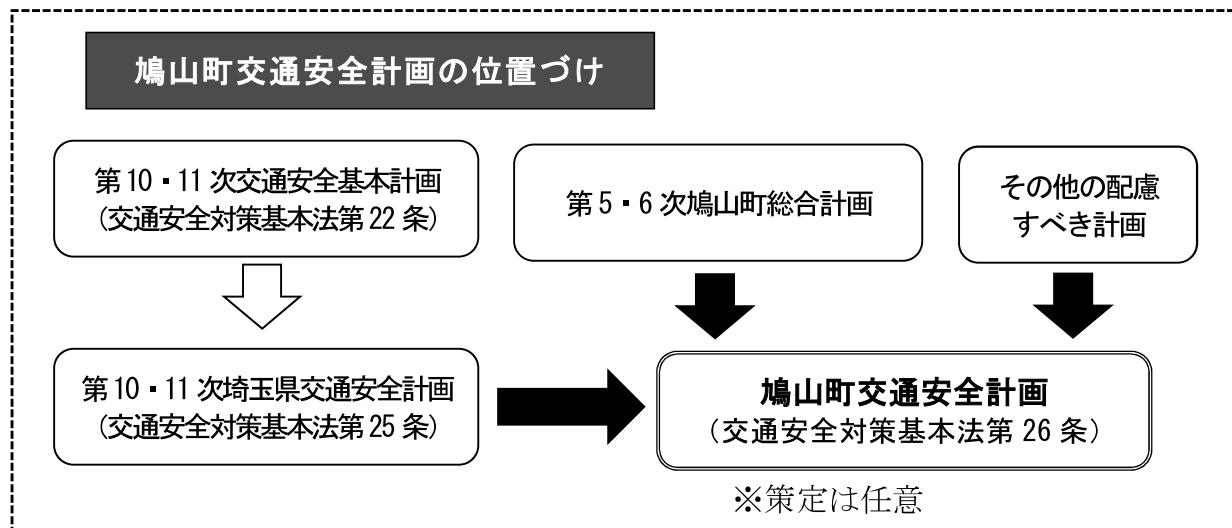
交通安全施策の推進に際しては、人命尊重の理念のもとに、交通事故ゼロ、そして、交通死亡事故ゼロを目指し、交通事故の実態に対応した様々な施策を展開し交通事故の抑止が図られるよう、交通安全対策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

このような観点から、本計画は、第10次埼玉県交通安全計画との整合性を図るとともに、現在策定中の第11次埼玉県交通安全計画に基づいて、本町の交通事故実態等を踏まえた施策を総合的に推進するため策定するものです。

なお、本計画に位置付けた施策は多岐に渡るものであり、相互に密接な関係を有していることから、関係行政機関や交通関係団体、そして町民との相互連携を図り推進することで、交通死亡事故を含む交通事故全体の撲滅を目指すものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、「第10次埼玉県交通安全計画」及び、現在策定中の「第11次埼玉県交通安全計画」を指針として策定したものであり、町、町民、地域活動団体、関係行政機関及び交通関係団体が実施する施策の大綱を定めたものであり、町の交通安全施策の指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2026年度）までの5年間とします。